

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和3年12月23日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官  
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官  
(説明員) (給与局)  
三浦給与第二課長、琴企画調整官

### 議題

- 1 指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出
- 2 令和4年度級別定数等に関する内閣総理大臣への意見の申出

### 議事の概要

- 議題1「指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題2「令和4年度級別定数等に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から以下のとおり説明があった。
  - ・ 既存官職に係る級別定数等の改定案と機構・定員査定に伴う新設官職に係る級別定数等の設定案を反映させた令和4年度の級別定数等の設定・改定に関する人事院の意見の申出案を作成した。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出

令和3年12月23日  
給 与 局

デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、「デジタル田園都市国家構想実現会議」が先月に発足し、今後は、「まち・ひと・しごと創生本部」と並行して地方活性化を進めていくこととするため、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局をデジタル田園都市国家構想実現会議事務局に統合させることが予定されている（令和4年1月1日予定）。

まち・ひと・しごと創生本部事務局に置かれている地方創生総括官は、次官級の内閣審議官として指定職7号俸の格付けがなされているところ、今後は、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長が、これまで地方創生総括官が担ってきた高いレベルでの調整等の業務を引き継ぐとともに、同事務局の事務を掌理する役割も担うことから、同事務局長に対して次官級の内閣審議官として指定職7号俸の格付けを行うことが適当と考えられる。

一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項では、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより決定するものとされており、上記の内容を盛り込んだ意見を内閣総理大臣に申し出ることとしたい。

(別添 意見の申出 (案))

【参考】 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

第6条の2 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 (略)

以 上

(案)

令和3年12月●日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

人事院総裁 川本裕子

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定に関する意見の申出

人事院は、令和3年4月1日閣人行第41号（指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸等の決定について（通知））の別表に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸に係るデジタル田園都市国家構想実現会議事務局長の官職に充てられた内閣審議官の号俸については、別紙のとおりとするよう、一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき意見を申し出ます。

別表

府省 内閣

会計	組織	項	職名	号俸	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸	
				総数									
一般会計	内閣官房	内閣官房共通費	内閣総務官	1				内閣総務官					
			人事政策統括官	2				人事政策統括官2					
			内閣審議官	73			拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官及び政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、特定複合観光施設区域整備推進室長、新型コロナウイルス等感染症対策推進室長、国際博覧会推進本部事務局長並びにデジタル田園都市国家構想実現会議事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	郵政民営化推進室長が置かれている間、当該官職に充てられた内閣審議官	内閣審議官64				
			内閣衛星情報センター所長	1			内閣衛星情報センター所長						
			内閣衛星情報センター次長	1							内閣衛星情報センター次長		
			内閣衛星情報センター部長	3								内閣衛星情報センター部長(管理、分析、技術)	
計				81									
備考													
1 内閣審議官のうち51（令和3年4月1日からデジタル庁設置の日の前日までは54）は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。													

会 計	組 織	項	職 名	号俸	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
				総数								
<p>2 内閣審議官の職名に属する官職のうち、5号俸乃至1号俸とされている内閣審議官の「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）第1の1の通知に定める号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。</p> <p>一 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 5号俸</p> <p>二 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認める者 4号俸</p> <p>三 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 3号俸</p> <p>四 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 2号俸</p> <p>五 内閣審議官のうち、前各号に掲げるもの以外のもの 1号俸</p> <p>3 内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、7号俸及び6号俸は、当該号俸の欄に掲げられている官職の他の官職の号俸として用いることはできない。また、内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、5号俸乃至1号俸は、他の職名に属する官職の号俸として用いることはできない。</p> <p>4 令和3年4月1日からデジタル庁設置の日の前日までは、「内閣審議官」の総数欄には「76」が、5号俸乃至1号俸欄には「67」が掲げられているものとする。</p>												